

被災者定着促進事業 賃貸住宅定住補助金

賃貸住宅（主に公営住宅）へ定住する被災者に 移転費用等を補助します！！

対 象 者

次のいずれかに該当する方

- ・東日本大震災（以下「震災」という。）により住宅に被害を受け、全壊、大規模半壊、または半壊のり災証明書が交付されている方
 - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い指定された避難指示区域に、震災当時住んでいて被災し、そのことを示す被災証明書が交付されている方
- （市外で被災された方も対象になり得ますが、賃貸住宅への定住後に住民票を異動する必要があります。）

補 助 金 額

被災者が2人以上の世帯：16万円
被災者が1人の世帯：12万円

受 付 期 間

令和3年4月1日（木）～ 令和4年3月31日（木）
※当補助金は今年度で終了となります。

※補助金額の累計が予算額に達した時点で締め切ります。

※手続きの方法や、必要な書類等については、お問合せください。

対 象 要 件（全てに該当する必要があります）

- ①被災者本人またはその3親等以内の親族が、八戸市内の住宅の賃貸契約を結んでいる（公営住宅の場合は入居許可を受けている）こと。
- ②その契約期間が1年以上である（公営住宅の場合は1年以上住む見込みである）こと。
- ③その契約を取り交わした日及び入居日が、平成23年3月11日から令和4年3月31日までの期間内である（公営住宅の場合は、入居許可を受けた日及び入居日がこの期間内である）こと。
- ④被災住宅が滅失していること。（正当な理由がある場合は除く。）
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥被災者生活再建支援制度の「賃借」の加算支援金を受けておらず、その対象者でもないこと。（震災後に一度でも民間の賃貸住宅に入居した被災者は、この加算支援金の対象になる可能性があります。）
- ⑦他の制度による移転補助金等を受けておらず、その対象者でもないこと。
- ⑧震災による住宅の被災または原発事故による被災が、賃貸住宅への転居の直接の動機であること。（例えば、結婚・就職・独立など、被災と直接関係のない理由だけでは対象になりません。）

お問合せ先

八戸市建築住宅課（別館9階）

TEL：0178-43-2111 内線 4558 / FAX：0178-44-3220

E-mail：kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp